

## 第40号議案

府中市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年8月29日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

本市が独自に個人番号を利用する事務を追加するため、所要の改正を行うものであります。

## 府中市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

府中市個人番号の利用に関する条例（平成27年12月府中市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表中5の項を8の項とし、4の項の次に次のように加える。

5	府中市心身障害者（児）福祉手当条例（昭和43年10月府中市条例第19号）による心身障害者（児）福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第2の67の項第4欄及び108の項第4欄に規定する情報
6	府中市心身障害者（児）医療費助成条例（昭和48年3月府中市条例第21号）による心身障害者（児）医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第2の67の項第4欄、108の項第4欄及び109の項第4欄に規定する情報
7	市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第107号）により市が処理することとされた心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年東京都条例第20号）による心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第2の67の項第4欄に規定する情報

別表に次のように加える。

9	私立幼稚園等の保育料等の補助に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第2の116の項第4欄に規定する情報
10	認可外保育施設等の保育料の助成に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第2の116の項第4欄に規定する情報

### 付 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。